

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、金型設計の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日、自宅において自殺した。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、この決定を受け、請求人の給付基礎日額を○円と認定したが、労災保険法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成27年厚生労働省告示第326号。以下「告示第326号」という。）に定める最高限度額を超えていることから、同最高限度額を請求人の給付基礎日額として算定し、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に対し審査請求をし

たが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで葬祭料の支給に関する処分を取り消したものの、遺族補償給付の支給に関する処分についてはこれを棄却する旨の決定をした。

- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分のうち遺族補償給付に関する処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした遺族補償給付の支給に関する処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に支給される遺族補償年金の額を不服として、再審査請求に及んだものであるが、これは、監督署長が、告示第326号により定められた年齢階層別の最高限度額に基づき、請求人の年金給付基礎日額を最高限度額〇円として算定した結果によるものであり、決定書理由に説示のとおり、監督署長の処分に誤りはない。

(2) なお、請求人の再審査請求の趣旨が、上記告示の規定自体に不服があり、その改廃を求めるものであるとすれば、それは当審査会のなすべき不服審査の対象外のものであって、審査の限りではない。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。